

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(証券取引法第24条第3項に基づく報告書の添付書類)

連結会計年度 自 昭和57年4月26日
至 昭和58年4月25日
自 昭和58年4月26日
至 昭和59年4月25日

大 蔵 大 臣 殿

昭和59年7月20日提出

会 社 名 敷 島 紡 績 株 式 会 社

英 訳 名 SHIMABOSHI LTD.

代 表 者 の 取 締 役 社 長 小 林 正 夫



本店の所在の場所 大阪市東区備後町3丁目35番地 電話番号 大阪(268)5433(直通)

連 絡 者 経 理 部 長 福 永 肇

もよりの連絡場所 東京都中央区日本橋室町4丁目5番地(近三ビル) 電話番号 東京(270)8881(代表)

連 絡 者 東 京 支 社 副 支 社 長 倉 田 康 夫

連 結 財 務 諸 表 に つ い て

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成している。
2. 当連結会計年度（昭和58年4月26日から昭和59年4月25日まで）の連結財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、昭和監査法人の監査を受け、次頁の通り監査報告書を受領した。

監 査 報 告 書

敷 島 紡 績 株 式 会 社

取締役社長 小 林 正 夫 殿

作 成 日 昭 和 5 9 年 7 月 2 0 日

監 査 法 人 名 称 昭 和 監 査 法 人

代 表 社 員
関 与 社 員

公認会計士

松 下 正 夫 (印)

関 与 社 員

公認会計士

山 健 二 (印)

主 たる
事 務 所 所 在 地

東 京 都 千 代 田 区 内 幸 町 二 丁 目
2 番 3 号 日 比 谷 国 際 ビ ル
電 話 東 京 (504)1861~8

関 与 社 員 の 執 務
し た 事 務 所 所 在 地

大 阪 市 北 区 梅 田 三 丁 目 2 番 14 号
大 弘 ビ ル
電 話 大 阪 (345)3561~4

I 監 査 概 要

当監査法人は、証券取引法第193条の2に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている敷島紡績株式会社の昭和58年4月26日から昭和59年4月25日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について監査を行った。

この監査に当って、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

II 監 査 意 見

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準にしたがって継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)の定めるところに準拠しているものと認めた。

したがって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が敷島紡績株式会社及び連結子会社の昭和59年4月25日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

III 利 害 関 係

会社と当監査法人または関与社員との間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 連結貸借対照表

資 産 の 部 科 目	昭和58年 4 月25日現在			昭和59年 4 月25日現在		
	金	額	構成比率	金	額	構成比率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
I 流 動 資 産						
現 金 及 び 預 金		12, 520			12, 260	
受取手形及び売掛金 ※1		11, 568			13, 646	
非連結子会社及び関連会社 受取手形及び売掛金※1		1, 605			1, 228	
有 価 証 券		3, 085			3, 438	
た な 卸 資 産		16, 342			14, 996	
非 連 結 子 会 社 及 び 関 連 会 社 短 期 貸 付 金		314			230	
そ の 他 の 流 動 資 産		2, 997			1, 151	
貸 倒 引 当 金		△ 199			△ 193	
流 動 資 産 合 計		48, 234	68. 1		46, 759	68. 5
II 固 定 資 産						
1. 有 形 固 定 資 産						
建 物 及 び 構 築 物	12, 825			12, 978		
減 価 償 却 累 計 額	△ 7, 228	5, 596		△ 7, 586	5, 392	
機 械 及 び 装 置	20, 104			19, 853		
減 価 償 却 累 計 額	△ 15, 002	5, 102		△ 15, 430	4, 423	
車 両 運 搬 具	190			190		
減 価 償 却 累 計 額	△ 142	48		△ 140	50	
工 具 器 具 及 び 備 品	734			765		
減 価 償 却 累 計 額	△ 623	110		△ 629	135	
土 地		2, 335			2, 589	
建 設 仮 勘 定		88			119	
有 形 固 定 資 産 合 計		13, 283			12, 710	
2. 無 形 固 定 資 産						
その他の無形固定資産		28			27	
3. 投資その他の資産						
投 資 有 価 証 券		1, 124			1, 262	
非 連 結 子 会 社 及 び 関 連 会 社 株 式		6, 043			5, 613	
長 期 貸 付 金		197			188	
非 連 結 子 会 社 及 び 関 連 会 社 長 期 貸 付 金		1, 413			1, 228	
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産		652			648	
貸 倒 引 当 金		△ 124			△ 132	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		9, 307			8, 808	
固 定 資 産 合 計		22, 619	31. 9		21, 546	31. 5
資 産 合 計		70, 853	100. 0		68, 306	100. 0

負債及び資本の部 科 目	昭和58年4月25日現在			昭和59年4月25日現在		
	金	額	構成比率	金	額	構成比率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
負 債 の 部						
I 流 動 負 債						
支払手形及び買掛金		10,021			11,081	
非連結子会社及び関連 会社支払手形及び買掛金		1,595			1,524	
短 期 借 入 金		28,896			28,404	
未 払 法 人 税 等		—			477	
未 払 事 業 税 等		—			147	
未 払 費 用		672			624	
引 当 金						
賞 与 引 当 金	1,060			1,073		
事業税事業所税引当金	92	1,152		—	1,073	
従 業 員 預 り 金		1,735			1,746	
そ の 他 の 流 動 負 債		1,591			1,098	
流 動 負 債 合 計		45,665	64.4		46,178	67.6
II 固 定 負 債						
長 期 借 入 金		13,722			10,397	
引 当 金						
退職給与引当金	2,384	2,384		2,421	2,421	
そ の 他 の 固 定 負 債		158			93	
固 定 負 債 合 計		16,265	23.0		12,912	18.9
負 債 合 計		61,930	87.4		59,090	86.5
資 本 の 部						
I 資 本 金		4,473	6.3		4,473	6.5
II 資 本 準 備 金		754	1.1		754	1.1
III 利 益 準 備 金		993	1.4		993	1.5
IV そ の 他 の 剰 余 金		2,701	3.8		2,995	4.4
V 自 己 株 式		0	0.0		△ 1	△ 0.0
資 本 合 計		8,922	12.6		9,215	13.5
負 債 資 本 合 計		70,853	100.0		68,306	100.0

(2) 連結損益計算書

科 目	自昭和57年4月26日 至昭和58年4月25日			自昭和58年4月26日 至昭和59年4月25日		
	金	額	構成比率	金	額	構成比率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
I 売上高		72,006	100.0		72,926	100.0
II 売上原価※1		65,277	90.7		64,242	88.1
売上総利益		6,728	9.3		8,683	11.9
III 販売費及び一般管理費※2		5,657	7.8		5,695	7.8
営業利益		1,071	1.5		2,988	4.1
IV 営業外収益						
受取利息	846			864		
受取配当金	218			140		
有価証券売却益	728			90		
雑収入	389	2,183	3.0	377	1,472	2.0
V 営業外費用						
支払利息及び割引料	4,166			3,729		
社債利息	69			—		
雑支出	389	4,625	6.4	366	4,096	5.6
経常利益 (△経常損失)		△ 1,370	△ 1.9		364	0.5
VI 特別利益						
固定資産売却益	3,880			519		
過年度損益修正益	88			—		
貸倒引当金戻入	89	4,057	5.6	—	519	0.7
VII 特別損失						
構造改善費用※3	1,787			—		
非連結子会社株式評価損	—			52		
投資有価証券評価損	—			80		
非連結子会社整理損失	—			87		
退職給与規程改訂による 引当金繰入	—	1,787	2.5	190	410	0.6
税金等調整前当期純利益		898	1.2		472	0.6
VIII 特定引当金取崩額※4						
価格変動準備金取崩額	5					
海外投資等損失 準備金取崩額	17					
特別償却準備金取崩額	208	230	0.3			
税金等調整前当期利益		1,129	1.5			
法人税及び住民税		232	0.3		553	0.7
持分法による投資損益		—	—	(益)	164	0.2
当期利益		896	1.2			
当期純利益					83	0.1

(3) 連結剰余金計算書

科 目	自昭和57年4月26日 至昭和58年4月25日		自昭和58年4月26日 至昭和59年4月25日	
	金 額		金 額	
I その他の剰余金期首残高	百万円	百万円 1,773	百万円	百万円 2,701
II その他の剰余金増加高				
特定引当金振替高	56			
持分法全面適用に伴う 期首剰余金増加高	—	56	240	240
III その他の剰余金減少高				
役員賞与 (うち監査役賞与)	26	26	30 (2)	30
IV 当期利益		896		
当期純利益				83
V その他の剰余金期末残高		2,701		2,995

連結財務諸表作成のための基本となる事項

自 昭和57年4月26日 至 昭和58年4月25日	自 昭和58年4月26日 至 昭和59年4月25日
1. 連結の範囲に関する事項 (イ) 連結子会社は敷島カンバス株式会社、敷島興産株式会社の2社である。 (ロ) 非連結子会社は11社であって、その合計の総資産及び売上高はいずれも連結会社の総資産及び売上高の10%以下であり連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。 2. 持分法の適用に関する事項 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)附則2により、非連結子会社(11社)及び関連会社(23社)に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。主要な関連会社は新内外綿株式会社である。 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社2社のうち、敷島カンバス株式会社の決算日は3月25日、敷島興産株式会社の決算日は3月31日である。 連結財務諸表作成に当たってはそれぞれの決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整が行われている。 4. 会計処理基準に関する事項 (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法 取引所の相場のある株式…主として移動平均法に基づく低価法 上記以外の有価証券…主として移動平均法に基づく原価法 (ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法 当社の仕掛品については、総平均法に基づく原価法、その他のたな卸資産については総平均法に基づく低価法、連結子会社については移動平均法に基づく低価法を採用している。	1. 連結の範囲に関する事項 (イ) 同 左 (ロ) 非連結子会社は14社であって、その合計の総資産、売上高及び当期損益はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。 2. 持分法の適用に関する事項 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」(昭和56年4月22日大蔵省令第21号)に基づき、当連結会計年度から非連結子会社及び関連会社に対する投資について、持分法を適用した。 (イ) 非連結子会社14社及び関連会社21社のうち、関連会社6社に対する投資について持分法を適用している。主要な持分法適用会社は新内外綿株式会社である。 適用外の非連結子会社14社及び関連会社15社は、それぞれ連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がない。 (ロ) 持分法の適用にあたり発生した投資差額については、発生原因が不明であり、段階法により発生日以降5年間で均等償却を行っている。 なお、当期償却額は8百万円であり、未償却残高は0である。 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 同 左 4. 会計処理基準に関する事項 (イ) 同 左 (ロ) 同 左

自 昭和57年 4 月26日 至 昭和58年 4 月25日	自 昭和58年 4 月26日 至 昭和59年 4 月25日
(イ) 有形固定資産の減価償却方法 定率法を採用している。 (ニ) 貸倒引当金の計上基準 債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法施行令第97条第1項（法定繰入率）により計算した金額に、取引先の資産状態に応じ、特に追加計上を要すると認められる金額を加算した金額を計上している。 (ホ) 賞与引当金の計上基準 当社及び連結子会社1社については税法の規定による限度額を計上し、他の連結子会社については次期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上している。 (ヘ) 事業税事業所税引当金の計上基準 事業税及び事業所税の納付に充てるため、地方税法の規定により計上している。 (ト) 退職給与引当金の計上基準 当社及び連結子会社1社については自己都合による期末要支給額の40%を、残りの連結子会社1社については会社都合による期末要支給額を計上している。 (退職年金制度) 当社は退職一時金制度のほかに調整年金制度を採用しており、昭和57年3月31日現在の年金資産額は2,322百万円(厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金1,357百万円を含む)である。過去勤務費用の掛金の期間は11年である。 連結子会社1社は退職一時金制度のほかに適格退職年金制度を採用しており、昭和57年3月31日現在における年金資産額は、210百万円である。過去勤務費用の掛金の期間は、8年10ヶ月である。 5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 連結子会社はすべて当社の全額出資により設立されているため投資消去差額は発生しない。 6. 未実現損益の消去に関する事項 連結会社間の資産の売買にともなう未実現損益はすべて消去されている。 なお減価償却資産に含まれる未実現損益、及びたな卸資産の時価の低落を反映する未実現損益についてはそれぞれ消去の対象となる事実はない。 7. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 当社には在外連結子会社及び持分法適用の在外関連会社はない。 8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益金処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成されている。 連結子会社の利益準備金については、連結上はその他の剰余金として処理されている。 9. 法人税等の期間配分の処理に関する事項 税効果会計（法人税等の期間配分の処理）は適用していない。	(イ) 同 左 (ニ) 同 左 (ホ) 同 左 (ト) 同 左 (退職年金制度) 当社は退職一時金制度のほかに調整年金制度を採用しており、昭和58年3月31日現在の年金資産額は2,761百万円(厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金1,569百万円を含む)である。過去勤務費用の掛金の期間は10年である。 連結子会社1社は退職一時金制度のほかに適格退職年金制度を採用しており、昭和58年3月31日現在における年金資産額は、230百万円である。過去勤務費用の掛金の期間は、8年10ヶ月である。 5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 同 左 6. 未実現損益の消去に関する事項 同 左 7. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 同 左 8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 同 左 9. 法人税等の期間配分の処理に関する事項 同 左

会計処理の方法の変更

自 昭和57年 4 月26日 至 昭和58年 4 月25日	自 昭和58年 4 月26日 至 昭和59年 4 月25日
当社は短期借入金に係る支払利息及び割引手形に係る割引料について、従来現金基準により計上していたが期間損益計算の適正化を図るため、当期より発生基準によることに変更した。その結果、税金等調整前当期利益は138百万円増加している。なお、前期末に発生基準で計上した場合の金額88百万円は特別利益に計上した。	

表示方法の変更

昭和58年 4 月25日現在	昭和59年 4 月25日現在
	従来、法人税等引当金（その他の流動負債）及び事業税事業所税引当金として表示していた未納付の法人税等及び事業税等は、日本公認会計士協会監査第一委員会報告第45号に基づき、当連結会計年度から、それぞれ未払法人税等及び未払事業税等と表示している。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

昭和58年 4 月25日現在	昭和59年 4 月25日現在
※ 1. 受取手形割引高 5,661百万円	※ 1. 受取手形割引高 4,947百万円

（損益計算書関係）

自 昭和57年 4 月26日 至 昭和58年 4 月25日	自 昭和58年 4 月26日 至 昭和59年 4 月25日																								
※ 1. 低価法によるたな卸資産評価減90百万円が含まれている。 ※ 2. 販売費に属する費用と一般管理費に属する費用のおおよその割合は、それぞれ52%及び48%である。 このうち主なものは下記のとおりである。 <table> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>2 9 9 百万円</td></tr> <tr> <td>事業税事業所税引当金繰入額</td><td>6 7 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給与引当金繰入額</td><td>6 7 百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>6 8 百万円</td></tr> <tr> <td>従業員給与</td><td>1,9 5 8 百万円</td></tr> <tr> <td>保管運送料</td><td>8 4 1 百万円</td></tr> </table> ※ 3. 当社伊丹工場カーペット部門閉鎖に伴う費用48百万円および主要外注委託先であった団地協業組合ハリマ繊維センター（兵庫県加西市）の清算に伴う損失1,738百万円である。 ※ 4. 当社は前連結会計年度末に負債の部に計上していた特定引当金を当連結会計期間において商法第287条ノ2の改正に伴い、全額取崩した。当該取崩額225百万円の内訳は、海外投資等損失準備金17百万円、特別償却準備金208百万円である。 なお、当該取崩額については利益処分方式による任意積立金への計上は行わないこととした。 連結子会社については、当連結会計期間において、租税特別措置法の規定により取崩しを行い、残額56百万円（価格変動準備金50百万円、海外市場開拓準備金6百万円）は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（昭和57年大蔵省令第47号）附則第4項の規定に基づき、資本の部中その他の剰余金へ振り替えた。	賞与引当金繰入額	2 9 9 百万円	事業税事業所税引当金繰入額	6 7 百万円	退職給与引当金繰入額	6 7 百万円	減価償却費	6 8 百万円	従業員給与	1,9 5 8 百万円	保管運送料	8 4 1 百万円	※ 2. 販売費に属する費用と一般管理費に属する費用のおおよその割合は、それぞれ51%及び49%である。 このうち主なものは下記のとおりである。 <table> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>1 0 百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>3 0 1 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給与引当金繰入額</td><td>9 4 百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>7 6 百万円</td></tr> <tr> <td>従業員給与</td><td>1,9 2 5 百万円</td></tr> <tr> <td>保管運送料</td><td>7 0 6 百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	1 0 百万円	賞与引当金繰入額	3 0 1 百万円	退職給与引当金繰入額	9 4 百万円	減価償却費	7 6 百万円	従業員給与	1,9 2 5 百万円	保管運送料	7 0 6 百万円
賞与引当金繰入額	2 9 9 百万円																								
事業税事業所税引当金繰入額	6 7 百万円																								
退職給与引当金繰入額	6 7 百万円																								
減価償却費	6 8 百万円																								
従業員給与	1,9 5 8 百万円																								
保管運送料	8 4 1 百万円																								
貸倒引当金繰入額	1 0 百万円																								
賞与引当金繰入額	3 0 1 百万円																								
退職給与引当金繰入額	9 4 百万円																								
減価償却費	7 6 百万円																								
従業員給与	1,9 2 5 百万円																								
保管運送料	7 0 6 百万円																								

(1 株当たり情報)

自 昭和57年 4 月26日 至 昭和58年 4 月25日	自 昭和58年 4 月26日 至 昭和59年 4 月25日
1. 1 株当たり純資産額 99円72銭	1. 1 株当たり純資産額 103円 0銭
2. 1 株当たり当期利益 10円 2銭	2. 1 株当たり当期純利益 94銭
(注) 1 株当たり当期利益は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により計算を行った。 期末発行済株式総数を用いたのは、期中における株式の増加が転換社債の株式転換によるものであり、転換により発行される株式に対して支払う利益配当金の計算を転換請求のなされた日の属する事業年度の初めに転換があったものとみなして行うためである。	